

広島県告示第四百八十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によって、平成二十二年
 度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十二年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
熊野町	呉地の一部	交付決定の日、 平成二十三年三月三十一日
安芸高田市	美土里町北の一部	交付決定の日、 平成二十三年三月三十一日
廿日市市	中道字張山、石原鷹ノ巣、石原高登、石原連歌 句原、石原小杉、石原大津、石原空山	交付決定の日、 平成二十三年三月三十一日
東広島市	西条町福本の一部、西条本町・西条上市の一部、 豊栄町乃美の一部、安芸津町木谷の一部	交付決定の日、 平成二十三年三月三十一日
庄原市	総領町五箇の一部、東城町戸宇の一部、東城町 受原・菅の一部	交付決定の日、 平成二十三年三月三十一日
三次市	下志和地町の一部、甲奴町西野・本郷の一部、 君田町西入君の一部、君田町石原の一部、布野 町横谷の一部、作木町西野の一部、作木町上作 木の一部、吉舎町吉舎の一部、吉舎町清綱の一 部、三和町羽出庭の一部、三和町大力谷の一部、 廻神町の一部	交付決定の日、 平成二十三年三月三十一日
府中市	斗升の一部、上下の一部	交付決定の日、 平成二十三年三月三十一日
福山市	千田町大字千田、四丁目の一部、横尾町、横尾 町一丁目、二丁目の一部	交付決定の日、 平成二十三年三月三十一日
尾道市	御調町大塔の一部	交付決定の日、 平成二十三年三月三十一日
三原市	長谷町の一部、本郷町上北方の一部、久井町筋 原の一部、久井町下津の一部	交付決定の日、 平成二十三年三月三十一日
広島市	湯来町大字葛原の一部、湯来町大字和田の一部	交付決定の日、 平成二十三年三月三十一日

北広島町	大朝の一部、中山の一部、高川、中尾、銭亀	交付決定の日、 平成二三年三月三十一日
大崎上島町	東野の一部、木江の一部	交付決定の日、 平成二三年三月三十一日
世羅町	小谷の一部、戸張の一部、宇津戸の一部	交付決定の日、 平成二三年三月三十一日
神石高原町	坂瀬川の一部、安田の一部、福永の一部、笹尾の一部、牧の一部	交付決定の日、 平成二三年三月三十一日

二 数値情報化事業

数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
広島市	湯来町大字葛原の一部	交付決定の日、 平成二三年三月三十一日
福山市	千田町大字千田、四丁目の一部	交付決定の日、 平成二三年三月三十一日
府中市	斗升の一部	交付決定の日、 平成二三年三月三十一日
庄原市	総領町五箇の一部、東城町戸宇の一部	交付決定の日、 平成二三年三月三十一日
廿日市市	飯山の一部	交付決定の日、 平成二三年三月三十一日
世羅町	別迫、東上原、伊尾、青近	交付決定の日、 平成二三年三月三十一日
神石高原町	坂瀬川の一部、安田の一部、福永の一部、笹尾の一部	交付決定の日、 平成二三年三月三十一日

三 官民境界等先行調査

調査を行う者の名称	官民境界等先行調査を行う地域	調査期間
坂町	町道刎一号線、町道宮上六号線	交付決定の日、 平成二三年三月三十一日

四 地籍集成図作成事業

大崎上島町	地籍集成図作成を行う者の名称
東野の一部、木江の一部	地籍集成図作成を行う地域
交付決定の日 平成二十三年三月三十一日	地籍集成図作成を行う期間